

年金委員活動 | 第9回地域型年金委員会連絡協議会

地域型年金委員の組織化は必要か ～千葉県は地域型年金委員会を解散～

「第9回地域型年金委員会連絡協議会」が、令和7年5月23日に東京都千代田区のエッサム神田ホール2号館で開催されました。

この連絡協議会は、NPO法人年金・福祉推進協議会が平成31年度から「年金委員の活動支援事業」を実施することとなり、すでに地域型年金委員会が設置されていた神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県に呼び掛け、地域型年金委員会の健全な育成及び会員相互の連絡調整を図り、もって年金事業の円滑な運営に寄与することを目的として令和元年9月に地域型年金委員会連絡協議会が設置されました。事務局はNPO年金・福祉推進協議会が担い今回で9回目の開催となりました。

神奈川県、千葉県、埼玉県の地域型年金委員会の代表、日本年金機構（以下、機構）の事業推進統括部、NPO法人年金・福祉推進協議会が出席しました（今回、福島県は事情により欠席）。

議事（司会：佐々木 満）

- 開催の挨拶 ……NPO法人年金・福祉推進協議会 副理事長 大山 均
- 自己紹介
- 各地域型年金委員会の取組み
- 日本年金機構の取組み

資料：日本年金機構作成の一般向け年金関連パンフレット
意見交換



出席者（敬称略）

● 神奈川県地域型年金委員会	会長	石本 邦秋
	事務局長	早川 正通
● 千葉県地域型年金委員会	元副会長	佐々木 満
	元理事	佐々木 伸二
● 埼玉県地域型年金委員会	理事	赤木 信雄
	理事	米田 英次
● 日本年金機構 事業推進統括部	事業調整監	塩野 祐治郎
管理・市区町村調整グループ	参事役	外岡 誠
● NPO法人 年金・福祉推進協議会	副理事長	大山 均
	理事	木谷 豊
	理事	飯島 紀男
	理事兼事務局長	佐々木 満

左からNPO法人 年金・福祉推進協議会の佐々木満 理事兼事務局長、大山均 副理事長、飯島紀夫 理事



NPO法人 年金・福祉推進協議会の木谷豊 理事

◆各地域型年金委員会の取組み

令和7年度は令和6年度よりもさらに充実した活動を実施 …神奈川県・石本邦秋会長より

神奈川県の地域型年金委員は合計約428名です。郵便局長への委嘱もあり他県と比べると会員数は多いと思います。神奈川県の場合は、委嘱数＝会員数なので、委嘱されたら必ず会員になることになっています。ただ、この400名以上の会員のことを把握しきれているわけではありません。ですから、年金事務所がもっと年金委員に積極的に働きかけて、何をしてほしいか伝えてまとめていっていただければ、さらに有効な活動ができるのではないかと思います。

令和7年度は、6月に理事会を開催し、年金委員活動の中間報告を行い、事業計画について話し合う予定になっています。また、同月に役員の改選も予定しています。

令和7年度は、令和6年度に増して充実した年金委員活動を行っています。チラシ配り、学校等におけるセミナー開催などの広報活動を拡大して行っています。



神奈川県の石本邦秋 会長



神奈川県の早川正道 事務局長

地域型年金委員数を増やすことが課題 …埼玉県・赤木信雄理事より

埼玉県の地域型年金委員会は105名です。郵便局長への加入の働きかけは積極的に行っていません。

令和7年度は「シニアライフセミナー」を開催し、「年金」と「健康・介護」の2本立ての講義を行っています。年金については、いま話題の年金制度改革についても触れています。また、スマートフォンを使った「ねんきんネット」や、マイナンバーカードを使った「マイナポータル」の利用方法についての研修を行っています。詳しくは年金事務所の職員に指導していただきましたが、こうした交流を通じて、年金委員同士、また、年金事務所職員と良好な関係を築けていると思います。月1回行われる埼玉県年金委員会運営会議においても、年金委員から機構に対して、今後のさらなる活動支援をお願いしていかなければと思います。

また、現在、「学生納付特例制度」の周知について力を入れています。セミナーを開催したり学校訪問を行ったりしていますが、地域型年金委員だけでなく、職域型年金委員にも、豊富な知識と経験を活かして積極的に活動に参加していただきたいと考えています。

他には、チラシやポスターの配布、年金相談会の開催などを行っています。また、米田英次理事が中心となって会員用のホームページを作成しているところです。お知らせコーナーや活動状況の紹介、可能ならば会員名簿なども掲載していく予定です。

埼玉県の問題点は、年金委員が少ないことです。機構にも年金委員を増やしていただけるようお願いしていますが、まだ明確な変化はありません。年金委員が増えれば、地区連絡会などにも多くの年金委員に参加していただけるのではないかと考えています。

郵便局長への委嘱について議論は行っていますが、埼玉県ではかなり慎重になっています。希望者には積極的に会員になっていただきたいと考えますが、郵便局長から働きかけてくることはありません。会員数を増やすために何ができるかが現在の課題です。



埼玉県の赤木信雄 理事



埼玉県の米田英次 理事

全役員一致のもと地域型年金委員会を解散 …千葉県・佐々木伸二元理事より

千葉県では、会員数を増やすという年金事務所の意向もあり郵便局長も委嘱の対象となっていますが、今後は職域型年金委員を辞めた方にも声を掛けて、地域型年金委員になっていただけたらと考えています。千葉県でも、どうやって会員数を継続して増やしていくかが大きな課題となっています。現状では地域型年金は30名を切っており、組織として維持することが大変難しくなっています。

そのようななか、千葉県では、3月27日に理事会を開催しました。そこで、全員一致のうえ年金委員会の解散を決定いたしました。令和3年に機構が年金委員連絡会を新設した際、既にある年金委員会と機能が重複してしまうため、千葉県では年金委員会の解散することとしました。ところが、機構からは「新たな連絡会と委員会が両輪となって引き続き活動して欲しい。役割分担などは一緒に検討し、その後に解散などについて決めて欲しい」と言われ解散を白紙撤回した経緯があります。その後、年金事務所から何らかの方向性が示されることもなく、この度、委員会の解散決定に至りました。少ない会員数を、明確な役割分担もなく連絡会と委員会のダブルで活動することは到底無理なことだと考えた結果です。なぜ機構は解散しないでほしいと考えたか、明確な回答が無かったことが疑問です。

年金委員を組織化することについて、機構からは何も考えを伝えさせておりませんし、支援も行ってもらっていないません。年金委員が減少し続けているいま、新しい年金委員をどうやって増やしていくか、どのように活動していくか、機構に考えを示していただけるよう強く求めます。

年金委員会を復活される考えがないかと問われれば、そのような要望があり、やる人がいればあり得なくはありません。しかし、役割分担もなく同じようなことをする組織が2つ必要かというと、不要だということになります。



千葉県の佐々木満 元副会長



千葉県の佐々木伸二 元理事

◆意見交換…地域型年金委員の組織化について

年金委員の在り方について…神奈川県・石本邦秋会長より

地域型年金委員の活動は、年金委員会支部として活動するにしても年金委員会として活動するにしても、中心となっている年金事務所がいかに各事務所に情報を伝えてまとめていくかにかかっています。そのことについて機構が上に立って指示していくことが大切だと思っています。機構本部にはぜひ強いリーダーシップを持っていただくことをお願いします。

連絡会と年金委員会の在り方について…千葉県・佐々木満元副会長より

連絡会と年金委員会の両方を活性化するためには、連絡会が率先して活動し、そこに年金委員会がどう参加していくかを考えるべきではないでしょうか。結局、千葉県の年金委員会の解散は、機構のリーダーシップの欠如が招いたことだと考えます。

機構の今後の方針について…日本年金機構 事業推進統括部・塩野祐治郎事業調整監より

職域型年金委員、地域型年金委員どちらに対しても、これまで、「こういうことをやってほしい」という考えが明確になっていなかったことは確かです。今年度は、「こういうことをやってほしい」ということを視点に、年金委員活動に対する取り組みを行っているところです。

令和3年12月に、それまで各年金事務所単位で設置していた連絡会を、都道府県単位の「都道府県地域型年金委員連絡会」と年金事務所ごとの「地区連絡会」に再構築し、地域型年金委員の活動の活性化を進めてきました。そうしたなか、千葉県から連絡会と年金委員会の役割分担を示すようにとの依頼がありましたが、整理ができていませんでした。今後は、連絡会と年金委員会の活動状況をきちんと把握して、今後の活動の在り方につなげていきたいと考えています。

年金委員の組織化について

私は、年金委員の組織化は必要だと思っています。組織を通じて年金委員に情報を伝えていくことが年金委員活動にとって有効だと思うからです。機構にとって年金委員は必要不可欠な存在で、今後は「どういう活動をしてもらうか」をはっきり伝えていきたいと考えています。そのときに組織を最も有効な形で活用するにはどうすれば良いか、議論しながら進めていきたいと思います。

連絡会に地域型年金委員会も参加させては…千葉県・佐々木満元副会長より

組織化を考えるのであれば、機構の連絡会に地域型年金委員会も参加させて積極的に意見を出してもらえば良いのではないかでしょうか。機構は、年金委員を組織化したいと言いながら、具体的には何も伝えられないのが現状です。千葉県の年金委員の解散をきっかけに、機構にはぜひ考えを具体的に示してほしいと願っています。

◆日本年金機構の取組み

機構からは、機構が作成した各種パンフレット（下記）の提示があり、年金委員活動にも活用していただけるよう依頼がありました。特に最近増えている外国人労働者の移入に伴う外国語対応のパンフレットの活用を検討してもらいたい考えです。

<日本国内にお住まいの外国籍の皆様へ>

- 国民年金は、みんなで暮らしを支えあう国の保険です
- 国民年金保険料の納付は義務です
- 保険料の納付が難しい場合、保険料の免除・猶予制度があります
- 日本語以外の言語で電話相談が出来ます
- など

※英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ベトナム語・ミャンマー語・カンボジア語・ロシア語・ネパール語・モンゴル語

■例：英語版「公的年金制度のご案内」

To non-Japanese people living in Japan

Japan's Public Pension System

The public pension system, consisting of the National Pension system (NP) and the Employees' Pension Insurance system (EPI), pays you insurance benefits not only for old age but also for unforeseeable events such as disability and death. The benefits are paid on condition that you pay monthly contributions.

All residents of Japan, regardless of nationality, aged between 20 to 59 (up to 70 years old for the EPI) must enroll either in the NP or in the EPI.*

- * If your workplace is covered by the EPI, you need to enroll in the EPI.
- * If you are temporarily (not over 5 years) sent to work in Japan from the country that has a social security agreement with Japan, you may be exempted from compulsory coverage by the Japanese public pension system.

Key points of National Pension system

If you are not covered by the EPI, you need to do the procedure for yourself to enroll in the NP at your residential municipal office.

The NP provides benefits when:	If you leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment.
• you become old • you have severe disability due to an illness or injury • the income earner of a family dies	When you, a non-Japanese, leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment if you meet the requirements such as paying contributions for 6 months or more.
Old-age pension and disability pension will be paid to you while survivors' pension will be paid to the dependent survivors including spouse and children in order to receive benefits, you must meet the relevant requirements.	If you leave Japan to reside in other country, you can receive a lump-sum withdrawal payment such as possibly "lump-sum withdrawal payments". For details, please visit the Japan Pension Service website - "Lump-sum withdrawal Payments".
You need to pay NP contribution: 17,510 yen* per month	If it is financially difficult to pay NP contributions, you may apply for exemption of contribution.
We offer discounts on contribution amounts if you pay it in advance or by automatic bank account transfer.	If you meet certain requirements such as low income or unemployment, contribution exemption is granted. Students may apply for specific payment option to postpone the contribution payments.
* Monthly amount for fiscal year 2025 (from April 2025 to March 2026)	

Employees' Pension Insurance system

If your workplace is covered by the EPI, you must enroll in the EPI.

- * Your employer is responsible for your enrollment procedure. Half of your contribution amount is paid by your employer and half by you. Your employer deducts your contribution from your salary, and pays it together with their share to the Government.
- * The EPI also provides old-age pension, disability pension, survivors' pension, and lump-sum withdrawal payments.

* If you have any questions about the public pension system, please contact your residential municipal office, a JPS branch office or call Nenkin Chat, a call center with free interpretation service for several languages.

* For more information about the public pension system, please visit the Japan Pension Service website.
<http://www.mext.go.jp/stf/seisaku/seisaku.html>



日本年金機構
Japan Pension Service

2504 1016 096



日本年金機構 事業推進統括部の
塩野祐治郎 事業調整監



同じく事業推進統括部 管理・市
区町村調整グループの外岡誠 参
事役